

第4次白杵市こども読書活動推進計画

～うすき読書のまちづくりプラン～

【令和8年度～令和12年度】

「本が大好き」「白杵大好き」「白杵っこ”を育てよう



令和8年3月

白杵市教育委員会

はじめに

市民の皆様には、日頃より本市の教育行政ならびに生涯学習の推進に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

一冊の本との出会いが、人生を大きく変えることがあります。

物語の世界に胸を躍らせたり、新しい知識に驚いたり、時には登場人物の悲しみに寄り添ったりする経験は、子どもたちの心を耕し、豊かな人間性を育む「心の栄養」となります。

白杵市では、すべての子どもたちが自主的に読書に親しむことができるよう、読書活動の推進に取り組んでまいりました。

このたび、これまでの成果と課題を踏まえ、これからの5年間を見据えた新たな指針として、「第4次白杵市こども読書活動推進計画」を策定いたしました。

本計画では、「本が大好き」「白杵大好き」「白杵っこ”を育てよう！を基本理念に掲げ、発達段階に応じた読書習慣の形成や、学校図書館と市立図書館の連携強化、そしてデジタル社会における読書のあり方についても重点を置いております。

読書は、子どもたちが未知の世界へ旅立つためのパスポートです。

白杵の豊かな歴史と文化の中で子どもたちが、たくさんの本と出会い、夢と希望を持って未来へ羽ばたけるよう、教育委員会としても全力を尽くしてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました策定委員の皆様、ならびに関係各位に深く感謝申し上げますとともに、市民の皆様におかれましては、本計画の推進に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

白杵市教育委員会

教育長 安東 雅幸



目 次

第1章	計画の策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画の対象	2
4	計画の位置づけ	2
5	計画の推進体制	2
第2章	第3次計画の取り組みと課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	方針(1)市民総ぐるみの読書活動の取り組み	
	方針(2)読書習慣の定着	
	方針(3)ふるさと白杵を愛する心(郷土愛)の育成	
第3章	子どもの読書環境を取り巻く情勢の変化 ・・・・・・・・	8
1	国・県の動向	8
2	社会情勢の変化	8
第4章	第4次計画推進のための基本的な考え方 ・・・・・・・・	10
1	将来像と基本理念	10
2	基本方針	10
第5章	第4次計画における具体的な取り組み ・・・・・・・・	12
1	基本方針と具体的な取り組み	12
1)	発達段階に応じた読書習慣の定着に向けた取り組み	12
2)	学校図書館・市立図書館の一層の利用に向けた取り組み	13
3)	社会全体で、こどもの読書活動推進に取り組むための連携及び 周知啓発の取り組み	14
4)	郷土愛の育成に向けた取り組み	15
2	第4次計画での目標指標	16
参考資料		
1	白杵市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	17
2	白杵市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿	18
3	白杵市読書のまちづくり推進委員会設置要綱	19
4	うすき読書のまちづくりステーション設置規定	20
5	子どもの読書活動の推進に関する法律	21
6	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリ アフリー法)	21
7	第5次大分県子ども読書活動推進計画	21

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」には、第2条（基本理念）において「こども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、こどもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべてのこどもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とあります。

白杵市教育委員会では、この法律に基づきこどもの読書活動推進に関する施策を総合的・計画的に進めるため、平成23年4月に第1次となる「白杵市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成28年3月には「第2次白杵市子ども読書活動推進計画」さらに令和3年3月に「第3次白杵市子ども読書活動推進計画」を策定し、こどもの読書活動を推進するためのさまざまな取り組みを実施してきました。

本市が、令和7年7月に策定した第3次白杵市総合計画「次世代へ誇れるまち白杵『～掬ぶ、つなぐ、そして創造する～』」の目標の一つ「学びのあるまち」の目標達成に向けた取り組みにおいても、「読書習慣の定着に向けた読書活動の推進」が掲げられています。

今回、上位計画である第3次白杵市総合計画が策定されたこと、また現行の第3次白杵市子ども読書活動推進計画が令和7年度末で終了することから、これまでの成果や課題を踏まえ、こどもの読書環境の変化に留意しつつ、こどもの生涯にわたる読書習慣の形成を目指して、新たな計画の策定を行います。



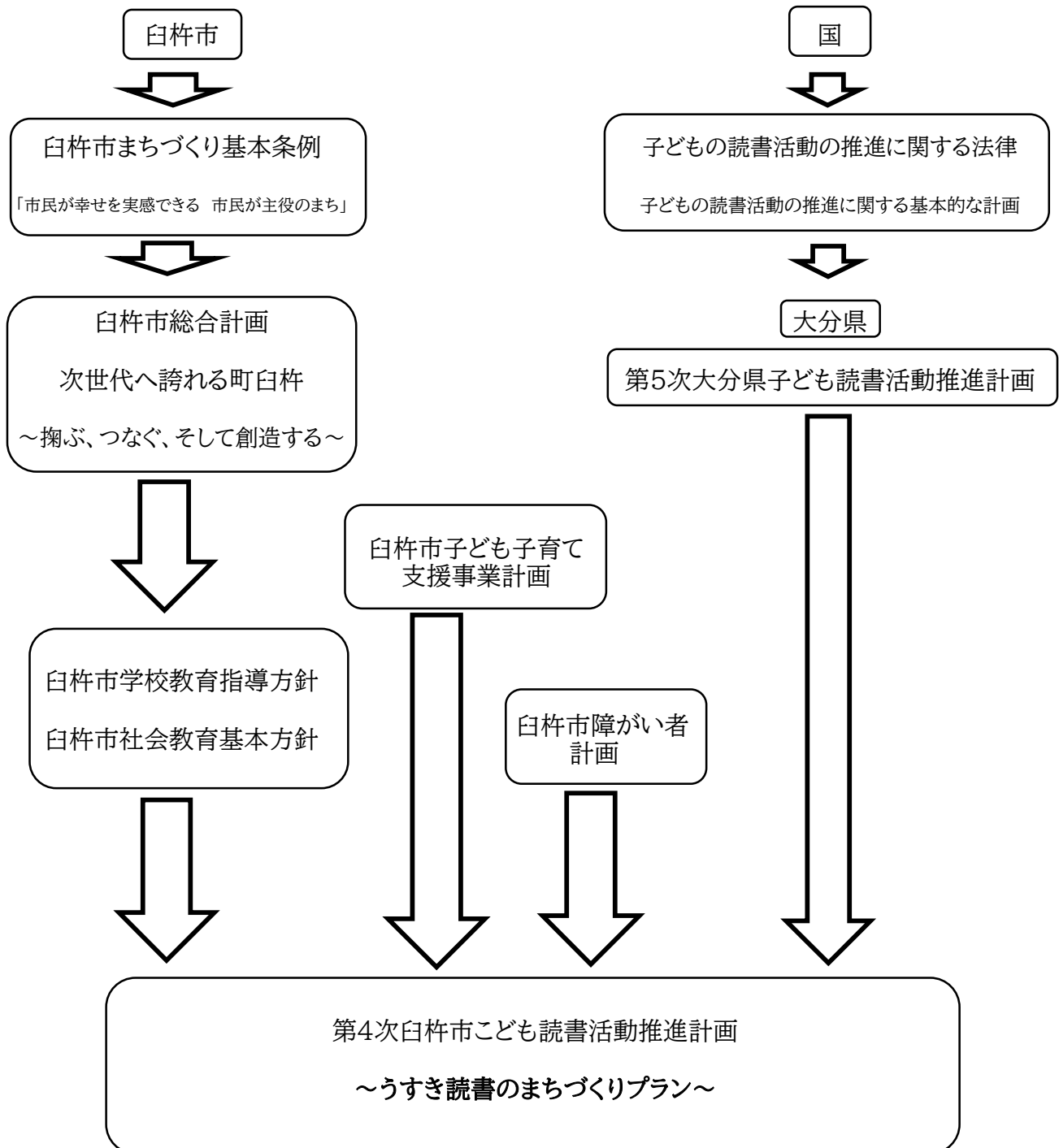
2. 《計画期間》

令和8年度から令和12年度までとします。

3. 計画の対象

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、0歳からおおむね18歳までを対象とします。

4. 計画の位置づけ



5. 計画の推進体制

本計画の推進にあたって具体的な取り組みについては、毎年度振り返り、進捗状況を「うすき読書のまちづくり推進委員会」において管理するとともに、必要に応じて事業内容の見直しを行う。

第2章 第3次計画の取り組みと課題

第3次計画における主な取り組みと課題

方針(1) 市民総ぐるみの読書活動の取り組み

目標 読書のまちづくりステーション(市立図書館)の充実

[主な取り組み]

- ・読書のまちづくりステーションとして、「本を読む」「学習する」「調べる」場や「癒しの空間」としても親しめる環境づくりに取り組みました。
- ・多様なニーズに対応するため、こどもの知的好奇心を刺激し続けることのできる本や、発達段階に適した本や資料の充実に努めました。また、毎月図書館だよりを学校等に配布し、図書館の利用を勧めました。
- ・市立図書館と学校図書館との連携また、県立図書館や他市図書館等とネット環境を利用した連携に取り組みました。
- ・本を好きになる、読書のきっかけともなるように「赤ちゃんのための読みきかせ講座」「大人のための絵本講座」「読書感想文の書き方講座」や「読書感想文・感想画コンクール」についても継続して取り組みました。

[指標]1 荘田平五郎記念こども図書館での貸出冊数 (単位:冊)

年度	R2(新型コロナ)	R3	R4	R5	R6	R7(目標年度)
貸出冊数	37,638	48,644	40,340	37,875	38,055	45,000

[指標]2 白杵図書館(野津分館含む)での貸出冊数 18歳以下(単位:冊)

年度	R2(新型コロナ)	R3	R4	R5	R6	R7(目標年度)
貸出冊数	10,219	11,560	9,670	10,248	8,485	12,000

[課題]

市立図書館における児童等の貸出冊数の減少要因は様々なことが考えられますが、その中で主な要因をあげると以下のようなものがあります。

- ・子どもたちはデジタルコンテンツにアクセスする手段が増えており、紙の本を借りる頻度が減少している可能性があります。

・児童にとって魅力的な読書プログラムやイベントの不足、興味を引くような児童書の不足が児童の貸出減少要因となっているかもしれません。

・昨今は多くのこどもたちが家庭でスマートフォンやタブレットを使用しており、家庭に本がないという環境も児童の貸出冊数の減少に影響している可能性があります。

方針（2） 読書習慣の定着

目標 家庭における読書活動の推進

[主な取り組み]

・家族、親子読書の推進の一つとして、4ヶ月健診の時間を活用し、親に対して読書推進員による絵本の読みきかせの意義や大切さを伝えるとともに、お勧めの絵本を渡す「ブックスタート」をしました。

また、1歳半健診時では、「ブックスタート事業」の継続として、図書館への来館を促すために絵本のプレゼント券を渡す「セカンドブック事業」を行い、親子読書の定着に努めました。

・小中学校では、研修部やボランティアが中心となって定期的な読みきかせを行いました。

・保育所、認定こども園、幼稚園における読書活動の推進では、図書館司書や協育コーディネーターによる出張読みきかせや、保育園バス事業により園児がこども図書館に来館しての読みきかせや本の貸し出しを行いました。

また、各園においても絵本や紙芝居による読みきかせ等様々な取組を通じて、こどもが本を好きになる活動を行っています。こうした取り組みを通じて、保護者自身が読書活動に興味を持ち、親子読書のきっかけとなるよう取り組みました。

[指標] 1 小学校における読み聞かせ・親子読書の実施率 (単位:%)

年度	R2 (新型コロナ)	R3	R4	R5	R6	R7 (目標年度)
実施率	38.9	44.4	38.9	61.2	61.5	95.0

[指標] 2 父親の読み聞かせ実施学校率 (単位:%)

年度	R2 (新型コロナ)	R3	R4	R5	R6	R7 (目標年度)
実施率	11.0	6.0	6.0	8.0	33.0	50.0

[指標] 3 読み聞かせボランティア活用学校率 (単位:%)

年度	R2 (新型コロナ)	R3	R4	R5	R6	R7 (目標年度)
活用率	61.1	66.7	55.6	44.4	61.1	100.0

[課題]

全ての指標で共通する課題は、学校ごとでの取り組みに差があることです。その要因としては、各学校ごとで取り組む環境が違うことが考えられます。

- ・保護者の協力が得られにくい。
- ・地域の中にボランティアグループがない。
- ・学校行事との関係で時間がとれない。

等が課題です。

方針 (3) ふるさと白杵を愛する心 (郷土愛) の育成

目標 白杵の文化・歴史を学び伝承する活動の推進

[主な取り組み]

・平成28年度より取り組んでいる子ども司書養成講座を継続するとともに、子ども司書の活動に積極的に取り組み、活躍の場を増やしました。

また、「白杵っこガイド」等の育成活動の支援に取り組みました。

[指標] 1 「子ども司書」認定数 (累計) (単位:人)

年度	R2 (新型コロナ)	R3	R4	R5	R6	R7 (目標年度)
認定数	57	69	84	94	105	110

[指標] 2 白杵っこ検定受験者数 (単位:人)

年度	R2 (新型コロナ)	R3	R4	R5	R6	R7 (目標年度)
受験者数	149.0	242.0	192.0	157.0	255.0	150.0

[課題]

取組指標に掲げた、「子ども司書」認定数、「白杵っこ検定」受験者数ともに目標は達成する見込みです。

今後は、認定を受けたこどもたちの活躍の場をさらに広げる取り組みが課題です。

目標 白杵の先人・偉人から学ぶふるさと再発見の推進

[主な取り組み]

・野上弥生子作品や白杵にゆかりのある書物とふれあうことを目的に、「心の響き」、「心のやすらぎ」、「心の小径」の三つの冊子を活用しふるさと白杵を愛する心の育成に取り組みました。

また、市立図書館が主催する「読書感想文コンクール」では、野上弥生子賞の表彰も継続しました。

・吉四六話など白杵の民話の普及・発掘、二孝女物語などの継承活動に取り組みました。また、吉四六カルタを使って郷土愛の醸成を図るとともに、白杵市の歴史や偉人を後世に伝えていくことを目的にうすきっこのカルタの作成・活用にも取り組みました。

[指標] 1 市民読書感想文コンクールの野上弥生子作品部門の出品数

年度	R2 (新型コロナ)	R3	R4	R5	R6	R7 (目標年度)
出品数	1	5	1	3	3	5

[指標] 2 吉四六カルタ大会参加者数

(単位:人)

年度	R2 (新型コロナ)	R3	R4	R5	R6	R7 (目標年度)
参加者数	中止	中止	中止	33	57	100

[課題]

読書感想文コンクールの野上弥生子作品部門の出品数については、作品自体が難しいというイメージから出品数が少ない状況にあります。今後は、野上弥生子作品に触れさせる機会や方法を検討する必要があります。また、吉四六カルタについては、コロナ禍で中止した影響もあり、再開後においてもコロナ禍以前までに戻っていない状況から周知方法等含め検討する必要があります。「うすきっこのかるた」については、各こども園や小学校等での活用も進んでおり今後は、大会等の実施も検討する必要があります。また、市立図書館と文化施設との連携として、「白杵市歴史資料館」で展示された歴史資料やまち全体の歴史や文化を学ぶ場となるような取り組みを考える必要があります。

その他（成果指標）

方針（1） 市民総ぐるみの読書活動の取組

[成果指標] 1 市立図書館利用者数（単位：人）

年度	R2（新型コロナ）	R3	R4	R5	R6	R7（目標年度）
利用者数	20,698	24,094	22,851	22,566	22,711	33,000

[成果指標] 2 学校図書館貸出冊数（単位：冊）

年度	R2（新型コロナ）	R3	R4	R5	R6	R7（目標年度）
貸出冊数	220,163	208,683	177,566	198,039	237,381	250,000

方針（2） 読書習慣の定着

[成果指標] 1 小学校児童の平均貸出冊数（年間）（単位：冊）

年度	R2（新型コロナ）	R3	R4	R5	R6	R7（目標年度）
平均貸出冊数	119	115	101	121	151	155

[成果指標] 2 中学校生徒の平均貸出冊数（年間）（単位：冊）

年度	R2（新型コロナ）	R3	R4	R5	R6	R7（目標年度）
平均貸出冊数	17	22	21	20	23	24

[成果指標] 3 家や図書館で全く読書をしない割合（小学6年生）単位：％

年度	R2（新型コロナ）	R3	R4	R5	R6	R7（目標年度）
読書をしない割合	—	26.4	22.1	26.0	37.6	15.0

[課題]

市立図書館の利用者数については、人口減少も要因の一つではあるが新型コロナウイルスの影響やデジタル化の進展、ライフスタイルの変化や読書習慣の変化（活字離れ）、図書館の認知度不足等の要因が考えられます。

一方で、学校図書館における貸出冊数については増加傾向にあり、学校での取り組みが着実に進められています。

読書習慣の定着の取り組みの中でも小学校・中学校ともに平均貸出冊数が目標にほぼ達している状況にあります。

しかしながら、学年が進むにつれて読書離れが顕著であり成果指標の一つである、小学校6年生の不読率は上昇傾向にあることから、引き続き読書習慣の定着につながる取り組みを行う必要があります。

第3章 こどもの読書環境を取り巻く情勢の変化

1. 国・県の動向

(1) 国の動向

国は令和5年3月に、令和5～9年度の子どもの読書活動に関する基本方針と具体的な方策として、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。その中で、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「こどもの視点に立った読書活動の推進」を基本の方針と定め、急激に変換する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であること、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体でこどもの読書活動を推進することとしています。

なお、こどもの読書活動の推進にあたっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要があるとしています。

(2) 県の動向

大分県は令和7年3月に、令和7～11年度を計画期間とする「第5次大分県子ども読書活動推進計画」を策定し、大分県の子どもたちが自ら本に手を伸ばす習慣を持つことで、「子どもたちが大人へと成長したとき、次の世代へ読書の楽しさを伝える」好循環を生み出すために、「生きる力を育む読書習慣の形成」「全ての子どもがいつでもどこでも読書に親しめる環境の整備」の2つの目標を掲げ、「読書だいすき大分っ子」の育成に取り組むとしています。

2. 社会情勢の変化

(1) コロナ禍による生活様式の変化

令和2年2月を第1派とする新型コロナウイルスの感染拡大は、第3次計画を推進していく上で大きな影響を与えました。特に、マスク着用の読みきかせやおはなし会等は、顔の表情や口元の動きが読み取れず、こどもに伝わりにくい状況にありました。現在、基本的な感染対策は個人の判断となりましたが、流行期においては、マスク着用等が推奨されています。

今後も、環境の変化に臨機に対応しながら、効果的な方法を模索し取り組むことが求められます。

(2) デジタル社会の進展

GIGAスクール構想は、児童生徒1人1台端末と、通信ネットワークを一体的に整備するもので、本市においては、令和2年度末に整備が完了しました。

これは、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びに寄与し、特別な支援が必要な子どもたちの可能性も大きく広げるものとしています。デジタル社会の進展により、子どもたちはインターネットやSNS等を通じて豊富な情報を得ることができるようになりました。しかし、同時に、デジタルデバイス（スマートフォン、タブレットなど）の普及により、子どもたちの本を読む時間が減少しているという懸念もあります。また、コロナ禍を経て、電子書籍の市場が一層拡大され、紙の本にとらわれない読書の方法が広がっています。

このような状況の中、紙の本や図書館の重要性も依然として存在し、アナログとデジタルの両方が共存する環境が生まれています。

読書環境の変化は、一人ひとりの読書スタイルやニーズに合わせた多様な選択肢を提供する一方で、情報を適切・安全に使いこなすことができるよう、情報リテラシー等※の情報活用能力を育成していくことも重要となってきます。

※情報リテラシー

多様な情報の中から選択し、それを評価し、活用する能力。また、情報を適切に表現し発信する能力

(3) 読書バリアフリー法の公布・施行

令和元年6月に「視覚障害等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行されました。

これにより、視覚障害や発達障害、肢体不自由等のさまざまな障がいにより活字の本を読むことが困難な人が、「障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現」に向け、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるよう読書環境の整備を推進することが必要となっています。

第4章 第4次計画推進のための基本的な考え方

1. 将来像と基本理念

《将来像》

「本が大好き」「白杵大好き」白杵っこ“を育てよう

《将来像のための基本理念》

こどもは読書を通じて広い世界を知り、異なる世界の人・もの・ことに触れ、学びを深めます。本が好きになり、生涯にわたり「本に親しむ」「本で調べる学習をする」「表現する」「白杵の歴史や先人と出会う」などの読書活動を推進します。

第3次計画に掲げた将来像を引き継ぐとともに、その達成に向け、「家庭」「保育園・認定こども園・幼稚園」「学校」「図書館」などが役割を果たし、相互に連携・協力し、読書環境を充実させ、こどもの読書習慣の定着に取り組めます。

そのため、以下の5つの基本理念のもと、「本が大好き」「白杵大好き」白杵っこ“の育成に引き続き取り組んでいきます。

- 「夢や希望を持ち続け、思いやる心」
- 「生きる力の基礎となる、読む・書く・聞く・話す力」
- 「物事を深く感じる豊かな感性」
- 「白杵に誇りを持ち、白杵を大切に想う気持ち」
- 「人とのつながりを大切にする社会性」

を持った
”白杵っこ“
を育てます

2. 基本方針

【基本方針1 発達段階に応じた読書習慣の定着】

読書習慣の定着には、こどもの年齢や理解力、興味に応じた取り組みの工夫が大切となります。特に、乳幼児期の家庭での読みきかせを大切にする必要があります。そのために、図書館を利用してもらうきっかけづくりとして、おはなし会などさまざまなイベントを開催します。

ブックスタート事業の継続や、親子を対象とした絵本の紹介、読みきかせの研修会を開催します。また、年齢にあわせたブックリストの展示や、おすすめ本の情報などの提供に取り組めます。

【基本方針2 学校図書館・市立図書館の一層の利用】

調べ学習などの教育活動に応じた資料の提供や、こどものニーズにあわせた図書の整備を進めます。各教科や総合学習の時間などで学校図書館の活用を増やします。

市立図書館では、こどものニーズを把握しながら、利用しやすい図書館づくりを進め、こどもの読書活動を推進する中心的役割を担います。

【基本方針3 社会全体で読書活動推進に取り組むための連携及び周知啓発】

地域で活動する読みきかせボランティアなどの団体と連携し、その活動を支援していきます。人が集まる場所に本を置き、いつでも気軽に本に触れる環境を整備します。

市立図書館の活動を広く発信し、読書活動への関心を持ってもらう取り組みを行います。

【基本方針4 郷土愛の育成】

臼杵の文化や歴史、先人・偉人を活かした読書活動の推進により、郷土愛の育成に取り組めます。



第5章 第4次計画における具体的な取り組み

1 基本方針とその具体的な取り組み

第5章では、第4章の基本方針で掲げた【方針1】から【方針4】までの取り組みについて、具体的な内容を示します。

【方針1】発達段階に応じた読書習慣の定着

(1)家庭における読書活動の推進

こどもの読書習慣は、日常生活を通して成長とともに身に付きます。こどもが本と触れ合うことのできる最も身近な場所が家庭です。

親自身が読書を楽しむ姿を見せることは、こどもの読書への興味・関心を引き出すことにもつながります。

家庭においては、できるだけ早い年齢からこどもの身近なところに本を置き、読みきかせをしたり、こどもと一緒に本を読んだり、図書館などたくさんの本に触れる環境に出向いたり、さまざまな手段でこどもが本に親しみ、本を読む喜びを感じる機会をつくることが重要です。

家庭における読書活動を推進するため、ブックスタート関連事業の推進や絵本の紹介、読みきかせの実施など、乳幼児期から親子で絵本に親しむきっかけとなる機会を提供し、親子でこどもの読書に関わる取り組みを進めていきます。

(具体的な取組)

①ブックスタート事業の推進	乳幼児期から大人と一緒に本に触れ合う最初のきっかけとしてのブックスタート事業を引き続き推進する。
②読みきかせの実施	図書館や公民館で行っている、乳幼児とその親を対象とした読みきかせ講座を引き続き実施していく。
③情報提供	図書館利用やボランティア団体による読みきかせ会等に関する行事について、情報提供を行うとともに、魅力的な行事を行う。

(2)保育所・認定こども園・幼稚園における読書活動の推進

幼い頃から絵本等に触れることは、こどもの知的・言語的発達に強く影響し、感性や想像力を豊かにすることから、こどもの成長や発達に極めて重要です。

保育所・認定こども園・幼稚園では、日頃の保育の中での読みきかせにおいて、こどもの心を育み絵本やおはなしの楽しさを知らせるとともに、保護者に対して読みきかせの楽しさや大切さを伝え、乳幼児の読書習慣の形成を促していきます。



(具体的な取り組み)

①読みきかせの実施	各園において行っている、絵本や紙芝居による読みきかせについては、引き続き積極的に取り組みます。
②本に触れる環境づくり	移動図書を積極的に活用し、読書活動の充実に努めます。
③研修会の開催	保護者会時における研修、保護者との懇談会、参観日等の機会に読みきかせをし、保護者にも実際に絵本に触れてもらい、絵本の楽しさ、親子読書をはじめとする読書の重要性を伝え、親子読書を始めるきっかけづくりに努めます。

【方針2】学校図書館・市立図書館の一層の利用

(1)学校における読書活動の推進

小・中学生期は、読書習慣を身につける大事な時期であるため、児童生徒の一番身近な学校図書館を活用する取り組みを進めます。また、学校図書館における読書環境の整備や図書資料の充実を図り、児童生徒が主体的・意欲的に読書活動や学習活動に取り組める環境づくりをさらに進めていきます。

(具体的な取り組み)

①読みきかせの実施	読みきかせボランティアや保護者ボランティアによる読みきかせを引き続き行います。
②本に触れる環境づくり	年齢や発達に応じたおすすめ図書リストの配布や、季節や行事、社会で話題になっていることなどに関連した展示コーナーを設置します。 支援が必要な子どもたちのために、ルビ入りの本などの購入に努めるとともに、読みやすい本のコーナーづくりに取り組みます。
③本に親しむ環境づくり	読書感想文コンクール等への参加を呼びかけ、読書への関心と意欲を高めます。



(2)市立図書館における読書活動の推進

図書館は、こどもが読みたい本を選び読書の楽しさを知り、必要な情報を調べ、知識が得られるようさまざまな分野の本を豊富に備え、こどもの発達の状況に応じた蔵書の充実を図ります。

読みきかせ会や多彩なイベントを開催して、親子で多様な読書の楽しみを味わうことができる機会の創出に取り組みます。

0歳の赤ちゃんから高校生まで、発達段階に応じて継続してサポートできる読書環境を整え、こどもの読書活動を推進します。

(具体的な取り組み)

①各種イベントの開催	ボランティア団体等と共同での読みきかせ会や、子ども司書の活動の場等各種イベントを開催し、図書館や本に興味を持つきっかけとなる機会の提供を進めます。 認定子ども司書を中心に、こどもがやりたいことを自ら企画し実施できるような機会を設け、こども同士で行う読書活動等を支援します。
②読書情報の提供	小中学年生を対象に、おすすめブックリストをタブレットに配信することで、読書離れの抑止に繋がります。 話題の本や、季節、イベントにあわせた展示、各種コーナーを設置するなど、こどもたちが新たな本と出会う機会をつくります。
③社会見学・職場体験の受け入れ	社会見学や職場体験事業等を実施し、図書館の仕事等を体験することで、本や図書館に親しむ機会を提供します。
④読書環境の整備充実	荘田平五郎記念こども図書館がこれからもこども読書の中心的施設として安全・安心に提供できるよう施設の維持に努めます。 デジタル社会に対応した読書環境の整備を図るため、電子書籍の導入に努めます。 こどもたちにとって魅力的で興味のある本が選べるよう、資料の充実を図ります。

【方針3】社会全体でこどもの読書活動推進に取り組むための連携及び周知啓発

学校、幼稚園・こども園・保育園等の教育機関や公民館等の社会教育機関、さらに子育て支援機関等とも連携、協力して、読書への関心を高める取り組みを行います。

また、読みきかせボランティアの活動を支援するとともに、連携してこどもの読書活動を推進するとともに、保護者や地域の大人に向けた啓発に取り組みます。

(具体的な取組)

①団体等との連携	読みきかせグループ(よむよむの会やびよびよの会)をはじめとしたボランティア団体等と連携し、読書に親しむイベントを充実させるとともに、新規のボランティアの育成・支援に取り組みます。
②情報の収集・提供	情報の収集・提供に努め、国・県及び県内の各館と連携しながらこどもの読書活動の意義等について、普及・啓発活動に取り組みます。

【方針4】郷土愛の育成

歴史資料館と連携し、郷土の歴史や伝統文化をこどもに教えるとともに、地元の名所旧跡等について学習する機会を提供し、郷土への関心や誇りを育む取り組みを行います。また、ユネスコ食文化創造都市でもある本市の食文化や祭り等の歴史を伝え、郷土愛の育成に取り組みます。

(具体的な取り組み)

①白杵の文化・歴史を学ぶ・伝承する活動の推進

白杵の文化・歴史を学び伝承する活動の場の提供、白杵の先人・偉人を知って学んでふるさとを再発見するきっかけづくりの場の提供等行うとともに、「うすきっこかるた」も活用することで、ふるさと白杵を愛する郷土愛の育成に取り組みます。



2 第4次計画での目標指標

第5章で掲げた取組の進捗を測る指標として、以下の目標を定め、取り組みを進めていきます。

第4次計画における目標指標一覧

取り組みの進捗を測る指標		基準値	目標値	
		令和6年度	令和12年度	
1	家や図書館で全く読書をしない割合(小学校6年生)※1	37.68%	30.00%	
2	読書が好きな児童生徒の割合※2	小5	68.00%	75.80%
		中2	50.40%	69.80%
3	市立図書館における15歳以下のこどもの1人あたりの児童書年間貸出冊数※3 15歳以下の年間貸出冊数/15歳以下の人口	5.28冊	6.0冊	
	こども図書館年間来館者数※3	19,967人	20,800人	
4	学校図書館における1人あたりの月平均貸出冊数(小学生)※4	12.6冊	13.2冊	
	学校図書館における1人あたりの月平均貸出冊数(中学生)※4	1.9冊	2.1冊	
	児童生徒1人あたりの年間利用回数※4	28.5回	33回	
5	子ども司書活動回数(年間)	3回	5回	
	白柘っこガイド及び白柘っこ学芸員の活動回数(年間)	48回(注1)	50回	

※1・2 大分県学力定着状況調査のアンケート及び白柘市基礎・基本テストにおける家庭での読書時間に関するアンケートより

※3 公共図書館調査より

※4 学校図書館統計より

注1 令和3年度～6年度までの平均

參考資料

参考資料1

白杵市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

白杵市教育委員会告示第6号

(設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第2条の基本理念にのっとり、白杵市子ども読書活動推進計画～うすき読書のまちづくりプラン～(以下「推進計画」という。)を策定するため、白杵市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、推進計画の策定のための必要事項を協議する。。

(委員の構成等)

第3条 策定委員の委員は、白杵市教育長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、委嘱又は任命する日から推進計画策定までとする。ただし、任期途中で委員の欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任委員の任期が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(経費)

第6条 策定委員会の運営のための必要な経費は、白杵市教育委員会の予算から支出する。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局を、白杵市教育委員会事務局内に置き、庶務を社会教育課が担当する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

参考資料2

白杵市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所 属
委員長	板井 優子	市民代表
副委員長	新名 葉子	協育コーディネーター
委員	加茂 千恵子	白杵市図書館協議会
委員	村田 ひとみ	読みきかせボランティア「よむよむの会」
委員	神野 恵理	読みきかせボランティア「ぴよぴよの会」
委員	薬師寺 良子	白杵市保育協議会
委員	岡田 理恵	白杵市私立保育園(アソカ幼稚園)
委員	小野 薫	白杵市教育研究協議会図書館部会班長
委員	山村 恵子	白杵市教育研究協議会図書館部会主任
委員	藤丸 良子	学校図書館専門員
委員	宗 和義	白杵市PTA連合会

事務局

	氏 名	所 属
事務局長	佐藤 忠久	教育次長
事務局次長	那賀 啓史	社会教育課長
事務局次長	新名 敦	学校教育課長
事務局員	首藤 豊武	社会教育課課長代理
事務局員	荻野 浩一	図書館長
事務局員	渡辺 省三	学校教育課指導主事
事務局員	足立 敦子	図書館司書
事務局員	河野 麻美	図書館司書

参考資料3

うすき読書のまちづくり推進委員会設置要綱

白杵市教育委員会訓令第12号

(設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第2条の基本理念にのっとり策定した、白杵市子ども読書活動推進計画～うすき読書のまちづくりプラン～(以下「推進計画」という。)の推進と進行管理をするため、うすき読書のまちづくり推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、推進計画の推進のための必要事項を協議し、進行を管理する。

(委員の構成等)

第3条 推進委員会の委員は、白杵市子ども読書活動推進計画策定委員を基本とし、白杵市教育長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、委嘱又は任命する日から、推進計画期間満了までとする。ただし、任期途中で委員の欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任委員の任期が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(経費)

第6条 推進委員会の運営のための必要な経費は、白杵市教育委員会の予算から支出する。

(事務局)

第7条 推進委員会の事務局を、白杵市教育委員会事務局内に置き、庶務を担当する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

参考資料4

うすき読書のまちづくりステーション設置規定

白杵市教育委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 市民総ぐるみによる子どもの読書活動を推進し、市立図書館と学校図書館の連携を図り、白杵市立図書館の中核的役割機能を強化するためうすき読書のまちづくりステーション（以下「ステーション」という。）を設置する。

(業務内容)

第2条 ステーションは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) うすき読書のまちづくりの啓発に関すること。
- (2) 乳幼児・就学前の子どもの読書活動に関すること。
- (3) 児童・生徒の読書活動に関すること。
- (4) 市民の読書活動に関すること。
- (5) 各種講座の実施に関すること。
- (6) 読書活動ボランティアの育成や連携に関すること。
- (7) 白杵市文化財資料のレファレンス業務に関すること。
- (8) 学校図書館の活用及び運営、資料収集等の環境整備に関すること。
- (9) 市立図書館と学校図書館の連携に関すること。
- (10) 学校図書館専門員及び市立図書館司書のスキルアップに関すること。
- (11) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 ステーションの長を図書館長とし、次に掲げる者で組織する。

- (1) 市立図書館職員
- (2) 学校教育課指導主事
- (3) 社会教育課教育コーディネーター
- (4) 学校図書館専門員
- (5) 読書推進員
- (6) この他教育委員会が必要と認める者

(事務局)

第4条 ステーションの事務局は白杵市立図書館に置く。

(委任)

第5条 この規定に定めるもののほか、ステーションの運営に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

参考資料5 子どもの読書活動の推進に関する法律

条文はこちら

子どもの読書活動の推進に関する法律

検索



<https://laws.e-gov.go.jp/law/413AC1000000154>

参考資料6 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

条文はこちら

読書バリアフリー法

検索



<https://laws.e-gov.go.jp/law/501AC0100000049>

参考資料7 第5次大分県子ども読書活動推進計画

条文はこちら

第5次大分県子ども読書活動推進計画

検索



<https://www.pref.oita.jp/site/shakaikyoiku/kodomodokusho-ver5.html>